

平成 2 3 年 度 事 業 計 画

1 基本方針

当センターは、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を取り戻すまでの間、いつでも、どこでも途切れることなく、個々の事情に応じて適切な支援が受けられ、ひとり一人の尊厳や人権が重んじられる安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいる。

この活動を効果的に進めるには、多くの県民の期待と信頼を得るなかで被害者支援の活動が地域に根付き、その輪が大きく広がり、犯罪被害者の権利や利益の保護を社会全体で支えていく機運が醸成されていくことが重要である。

当センターが目指していた当面の最重要課題の「公益社団法人」への移行認定については、平成23年2月4日に山梨県公益認定等審議会から答申を得ることができた。

平成23年4月1日(平成23年度)から新たに「公益社団法人」として再スタートするが、現在、新法人に相応しい人的基盤や組織体制の充実整備を進めているところである。

また、今後、当センターが取り組むべき大きな課題の一つは、山梨県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けることである。犯罪被害直後から警察とともに早期かつ的確な支援活動を展開していくためには、関係法令に定められた資格・要件を充足する人材を確保し、同時に活動の中で知り得た個人情報の組織的管理システムの整備等厳しい各種条件を早期に整え、満たしていくことが必要不可欠である。

そのほか被害者支援事業を支える重要な課題として、安定した財政基盤の確立、被害者支援の必要性・重要性を広く呼びかける広報啓発活動、警察・県・市町村・その他関係機関との効果的連携による幅の広い、質の高い被害者支援活動への取り組み等が挙げられる。

2 主要事業

- (1) 電話相談、面接相談及びその他の支援活動等に対する対応能力の充実強化を図る。
- (2) 県民への広報・啓発活動を積極的かつ継続的に推進する。
- (3) 各種研修の随時開催と他機関研修への派遣により支援員の資質・能力の向上を図る。
- (4) 賛助会員等の拡大により安定した財政基盤を構築する。

平成 2 3 年 度 事 業 計 画

実 施 事 項	実施時期	実 施 内 容	
会 務 運 営	社員総会	6 月	甲府市内において開催する。
	理 事 会	年 間	総会前及び必要に応じて開催する。
相 談 活 動 の 推 進	電 話 相 談	年 間	電話相談員(ボランティア支援員)の技能向上を図るとともに各種電話相談に適切に対応する。
	メー ル 相 談	年 間	被害者からのメール相談に応じ、各種情報の提供を行う。
	面 接 相 談	年 間	面接相談員(直接支援員)の技能向上を図るとともに必要かつ適切な面接相談を実施する。
	専 門 相 談	年 間	臨床心理士、弁護士、精神科医等による専門相談を実施する。

直接的支援 活動の推進	付添い支援	年 間	被害者等からの依頼により、直接支援員等が裁判所、検察庁、医療機関等への付添い支援を行い、精神的負担の軽減を図る。
	日常生活への支援	年 間	被害直後の一定期間、被害者等に対し、支援員が買い物、身の回りの世話等日常生活への限定的な支援を実施する。
間接的支援 活動の推進	間接支援	年 間	関係機関・団体等に関する情報の提供や紹介・仲介、犯罪被害者等給付金申請手続きの補助等の間接支援を行う。
	自助グループへの支援	年 間	被害者同士で支えあえる自助グループの結成準備を進めるとともに、結成後は、その活動に対する積極的な支援を行う。
ボランティア支援員の 養成・育成	新規募集と養成講座	8月～ 翌年3月	新規(ボランティア)支援員の第5期生を募集し、養成講座(12月～翌年3月)を開催する。
	育成講座(研修会)	年 間	活動中のボランティア支援員の意識を高め、知識、技能の向上を図るため、講師を招き随時開催する。
相談体制の 充実	専門相談員の委嘱	年 間	相談業務の充実を図るため、専門相談員(臨床心理士、精神科医、弁護士)を委嘱するなど体制の整備を図る。
	代理被害の防止	年 間	支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士、医師等によるメンタルケアを随時実施する。
広報啓発 活動	広報活動	年 3 回	機関誌「あなたの思いやり」を発行し、会員・非会員を問わず、広く県民等に業務内容、活動状況を広報する。
		年 間	チラシ、ポスター等の作成配付、街頭キャンペーンや各種広報媒体を通じた広報活動により被害者支援の重要性、当センターの事業内容の広報に努める。 ホームページへ常に新しい情報を掲載し、被害者支援の現状、活動の重要性・必要性を紹介する。
	啓発活動	年 間 11月	警察署や各種団体等へ講師を派遣し、被害者支援の現状、当センターの支援活動状況等の周知を図る。 県民の被害者支援に対する理解と意識を高めるため、公開講座、講演会等を随時開催する。
調査研究 活動	調査活動 及び 研究活動	年 間	全国被害者支援ネットワークが開催する全国規模、関東ブロック規模の研修会、その他関係機関が開催する各種研修会・講演会等へ積極的に参加して被害者支援の現状とあり方、支援活動の課題、方向性等について調査・研究する。 また、山梨県警察、山梨県、山梨県犯罪被害者支援連絡協議会、市町村、山梨県弁護士会、法テラス山梨、検察庁、裁判所等の関係機関・団体と連携を深め、被害者の実態に関する情報交換を行い、全国的な情勢も踏まえたうえで、当センターの組織体制、被害者支援活動に関する施策や具体的な進め方等へ積極的に反映させて効果的な活動を推進する。